

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 中央技術株式会社
法人番号： 9050001001678
住 所： 茨城県水戸市渡里町3082
- 指名停止措置期間： 令和2年6月15日から令和2年7月14日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内

4. 事実概要：

中央技術株式会社と同社の元社長は、2014年6月～2016年5月の2事業年度にわたり架空の外注費を計上するなどして、所得を計約1億4,100万円少なく申告し、法人税と地方法人税計約3,500万円を脱税したとして、令和2年3月19日、水戸地方裁判所から法人税法と地方法人税法違反により同社に対して罰金1,000万円、元社長に対して懲役1年、執行猶予3年の判決を受けた。

5. 指名停止措置理由：

測量業務の有資格登録業者である中央技術株式会社と同社の元代表役員の上記案件に係る行為は、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋秀己 電話 029-864-6870 (直通)